

# 東北大学東北メディカル・メガバンク機構統合データベース利用内規

制定 平成28年6月6日

(趣旨)

第1条 この内規は、東北大学東北メディカル・メガバンク機構（以下「機構」という。）が管理する東北メディカル・メガバンク統合データベース dbTMM（以下「データベース」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 データベース 東北メディカル・メガバンク計画の事業によって得られた成果である健康調査情報、ゲノム・オミックス情報及び各種解析情報等の集合体であって、これらの情報を体系的に構成したものをいう。
- 二 データベース利用者 この内規のすべての条項を承諾し、データベースを利用する者をいう。
- 三 閲覧データ データベースを利用して閲覧したデータをいい、当該閲覧したデータに基づく記憶・メモ・複製物を含むものとする。
- 四 第三者 データベース利用者以外の者をいう。

(著作権)

第3条 データベース及び関連するユーザガイドを含む著作物の著作権は、機構に帰属する。

- 2 データベースには、機構に対するライセンス付与者が著作権を有するソフトウェアを含むものとする。
- 3 データベースは、データベース利用者に対し、この内規に従い、非独占的に使用許諾されるものであり、本ソフトウェアの著作権は譲渡されない。

(使用許諾)

第4条 機構は、データベース利用者に対し、「東北メディカル・メガバンク機構スーパーコンピュータシステム利用に関するセキュリティ・ポリシー」に適合する機器上での使用においてデータベースの非独占的かつ有償による使用を許諾する。

- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めるデータベース利用者については無償とすることができる。

(利用の範囲)

第5条 データベースは、東北メディカル・メガバンク計画に基づく事業の遂行又は東北大学東北メディカル・メガバンク機構試料・情報の分譲に関する内規（平成28年2月1日制定）に定める試料・情報の分譲申請のために利用することができる。

(利用の有効期間)

第6条 データベースの利用期間は、データベース利用者登録が承認された日の属する年度の末日までとする。ただし、所定の手続きを経て、登録年度を更新することができる。

(データベース利用者の責務等)

第7条 データベース利用者は、閲覧データの利用に際しては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 閲覧データを利用してデータ提供者個人の同定をしないこと。
- 二 閲覧データを第三者へ開示、漏えい、複製、配布又は譲渡しないこと。
- 三 機構の事前の了承を得ることなく、閲覧データを利用して発表及び報道をしないこと。

四 閲覧データを利用して知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。ただし、守秘義務を課した共同研究者との当該情報の共有はこの限りでない。

五 閲覧データに流出の恐れが生じた場合は、直ちに機構に連絡し、その指示に従うこと。

2 データベース利用者は、データベースの安全性に影響を与える操作をしてはならない。

3 データベース利用者は、データベースのアクセスに必要なID及びパスワードを第三者が利用できないように管理しなければならない。

4 第1項第4号ただし書の場合において、データベース利用者は、共同研究者に対して守秘義務を課していることの証明を機構から求められた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

(禁止事項)

第8条 データベース利用者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 データベースの全部または一部を第三者に配布、送信その他の方法で提供すること。

二 データベースに改変を加えること及び逆コンパイル又は逆アセンブルを行うこと。

(データベースの運用等の制限)

第9条 機構は、データベースの維持、補修の必要があるとき又は事故の発生その他理由の如何を問わず、データベース利用者への予告なしにデータベースの運用を停止、休止又は中断を行うことができる。

2 機構は、次の各号に掲げる事項に該当するものと認めた場合は、データベース利用者への予告なしにデータベースの利用を停止又は制限を行うことができる。

一 この内規に違反した場合

二 データベース利用の申請理由を大きく逸脱してデータベースを利用した場合

三 データベースに対し、Denial of Service(DoS)攻撃等の不正アクセスを行った場合

四 データベースに対し、ウィルス等に感染したファイルを故意に送信した場合

五 その他データベースの運営、管理に支障が生じるような行為を行った場合、又は行為を行う恐れがある場合

(免責及び保証の否認)

第10条 前条の規定により、データベースの運用を停止、休止又は中断等を行ったことによってデータベース利用者が生じたいかなる損害に対しても、機構は、一切の責任を負わない。

2 機構の責に帰さない事由により、データベース利用者がデータベースを利用したことによって被った損害及びデータベース利用者が第三者に与えた障害について、機構は、一切の責任を負わない。

3 閲覧データの正確性、信頼性、有効性及び合理性について、機構は、一切の保証をしない。

(損害賠償等)

第11条 データベース利用者が故意又は過失により、データベースに損害を与えた場合は、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(成果等の公表)

第12条 機構は、閲覧データの利用状況に関する統計情報及び閲覧データを利用して得られた研究成果を公表する場合がある。

(変更)

第13条 機構は、データベース利用者への予告なしにデータベースの改訂を行うことができる。この場合において、この内規の条項は、改訂したデータベースに適用することとする。

2 機構は、データベース利用者への予告なしにこの内規の条項を変更し、又は新たな条項を追加することができる。

3 前項の規定により、この内規の変更後にデータベース利用者がデータベースの利用を継続するときは、データベース利用者は、変更又は追加後の条項に同意したものととして取扱う。

(雑則)

第14条 この内規に定めるもののほか、データベースの利用に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この内規は、平成28年6月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。